

(初任者研修)(特別研修)に関するQ&A

(研修制度について)

質 問	回 答
相談支援専門員として働く予定はないが、スキルアップのために受講することはできますか。	できません。 実際に相談支援専門員として従事する予定の方が対象となっています。従事予定のない方は受講対象外です。
以前特別研修を受講しています。今年度相談支援専門員になりたいのですが、初任者研修の2日間(講義部分)は免除されますか。	科目の免除はありません。同一年度に全7日間の研修の受講が必要です。
研修期間中、急な業務や体調不良等で遅刻・欠席・途中退席をした場合どうなりますか。	遅刻や離席(15分以上)をした場合、欠席とします。(なお、途中退席も15分以上は欠席とみなします。)欠席となった場合、研修修了となりません。 翌年度以降受講する場合、全日程受講が必要となります。(科目の免除はありません。)

(研修の申込みについて)

質 問	回 答
初任者研修・特別研修・現任研修を同時に申込みことはできますか。	できません。 今年度の初任者研修修了者は現任研修の受講対象者に該当しないため、同時に申込みことはできません。 また、特別研修は「初任者研修の講義2日間」と同じ内容ですので、初任者研修と特別研修を同時に申込みことはできません。
相談支援専門員として配置される時期は不明ですが、いつか入りたいと思っています。初任者研修を申込みしてもよいですか。	資格を維持するには、現任研修の受講が必要ですが、現任研修受講には一定以上の相談支援の実務経験要件があります。早めに初任者研修を受講しても、資格を喪失する可能性があります。その場合、再度初任者研修を1日目から受講する必要があります。遅くとも、令和9年度中に確実に従事予定の方のみ受講してください。
サービス管理責任者として配置される予定ですが、今後相談支援業務も行いたいと考えています。初任者研修を申込みしてもよいですか。	初任者研修の申込みはできますが、相談支援専門員として今年度従事する方を対象にしているため、従事する予定が来年度以降の方は優先順位が低くなります。また、定員超過の際は受講をお断りすることがあります。
採用内定者について、研修を申込みことはできますか？	できます。 その旨、電子申請の際、備考欄に記載してください。
今年度サービス管理責任者研修(基礎研修)を受講する予定です。以前初任者研修を受講している場合、今年度特別研修を受講する必要がありますか。	初任者研修の中に特別研修のカリキュラムが含まれているので、改めて特別研修を受講する必要はありません。
他県からの申込みは可能ですか。	山形県外の事業所に勤務または勤務予定の方の申込は受け付けません。
申込みをしたが、受講ができなかった場合、提出した書類は返却してもらえますか。	本研修の申込に提出された書類は、いかなる理由があっても返却はしません。
受付は先着順ですか。	先着順ではありません。定員を超える申込数があった場合、申込締切後、選考により受講決定を行います。

質 問	回 答
電子申込をした後に、入力した内容(漢字、数字等)に誤りに気付きました。修正することはできますか。	できます。「申込内容の確認方法・申込内容の修正」を参考に入力内容を修正してください。
受講予定の者が急に受講できなくなりました。同法人の他の者に変更できますか。	研修開始前後にかかわらず、申込みをしていた者以外の受講はできません。
実務経験証明書は、これまで勤務した事業所等から取り寄せる必要がありますか。	ありません。複数の事業所(法人)等にて実務経験がある場合もまとめて記入してください。現在勤務している事業所(法人)より一括で証明を受け、作成してください。 ※ 研修受講資格確認のためのものであり、事業者指定要件を証明するものではありません。 ※ 内容に虚偽の記載が認められた場合には、受講申込を取り消し等の措置をとる場合があります。
実務経験証明書に書ききれない場合どうすればよいのですか。	複数枚にわたって御記入ください。
実務経験について、同一事業所だが、事業所名が違う場合(小規模作業所、地域活動支援センター、NPO法人)、まとめて証明することはできますか。	それぞれ分けて証明してください。

(実務経験について)

質 問	回 答
国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験年数が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてよいのですか。	国家資格による業務としても、相談支援業務及び直接支援業務としてもカウントできます。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく5年以上の実務経験でよいこととします。 (H18.6.23 国 Q&A)
小規模作業所における実務経験も含まれますか。	公的な補助金または市町村等の委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録画的正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとします。 (H18.6.23 国 Q&A)
民間団体での相談支援業務は実務経験として認められますか。	公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従事者については、次の要件をいずれも満たす場合に、 <u>相談支援専門員の要件</u> としての実務経験を満たすこととします。 ○ 当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。 ○ 当該事業所の長が「当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。(※業務内容や勤務状況に関する記録が十分でない場合であっても、民間団体の活動に係る報告書等により客観的に相談支援業務に従事していることが分かる場合も可とする。) (H23.10.26 国事務連絡)

質 問	回 答
居宅介護支援事業所においてケアマネジャー(介護支援専門員)として5年以上従事した場合期間は対象となりますか。	老人福祉施設に準ずる施設において相談支援業務に従事していた場合対象に含まれます。 また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となります。
社会福祉主事任用資格者等の資格を持っている場合、資格取得以前の期間も含めて5年の実務経験があればよいのですか。	お見込みのとおりです。社会福祉主事任用資格者等の資格を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではありません。
社会福祉主事任用資格、ヘルパー2級、保育士の資格を持っている場合、全て写しを提出しなければいけないのですか。	いずれか1点で構いません。申込時に準備できるものを同封してください。(証明書をとり寄せ中など、締切に間に合わない場合は必ず事前にご連絡ください。)
保育士として保育所に勤務していた期間は実務経験に入りますか。	初任者研修の実務経験に入りません。 ただし、児童発達支援管理責任者の実務経験には算入できます。
幼稚園、保育所、学校等で10年以上従事し、児童の中に障がい児もいた場合、実務経験として認められますか。	初任者研修の実務経験として認められません。 児童の中に障害児がいたという場合は、障がい者の支援業務の対象外です。特別支援学級は対象となります。 ただし、児童発達支援管理責任者の実務経験には算入できます。
実務経験に該当する施設として挙げられている「老人福祉施設、介護老人保健施設、老人居宅介護等事業」は具体的にどのような施設を指しますか。	老人福祉施設とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいいます。(老人福祉法第5条の3) 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいいます。(介護保険法第8条第27項) 老人居宅介護等事業とは、老人福祉法第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいいます。(老人福祉法第5条の2第2項)
実務経験年数の算定方法について教えてください。	1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上であることを言うものとします。 例えば、5年以上必要な場合は、従事期間が5年以上かつ、従事日数が900日以上となります。ただし、 <u>通算</u> で満たしていればよいので、180日従事していない年があっても要件を満たすこととしています。(5年以上あっても従事日数が900日未満の場合は、5年以上の実務経験とは認められません。) (H25.2.22 国事務連絡準用)

質 問	回 答
相談業務と施設支援業務を兼務している場合、実務経験年数はどのように計算すればよいか教えてください。	相談支援の業務と直接支援の業務を兼務している場合、どちらか一方のみで計算してください。
実務経験に有給休暇、休職は含まれるでしょうか。	有給休暇、休職期間は実務経験の日数に含まれません。
相談支援専門員として配置するための要件を教えてください。	配置に係る実務経験等は事業所所在地の指定権者へ確認してください。
現在時短で勤務しています。この場合、どうなりますか。	1日当たりの勤務時間の下限についての定めはありませんが、各指定権者に確認してください。
現在、パート・アルバイト・契約社員として勤務しています。この場合、どうなりますか	勤務形態について定めはありませんが、各指定権者に確認してください。

(その他)

質 問	回 答
過去に受講した研修の修了証書を紛失しました。再発行してもらえるのでしょうか。	修了証書の再発行は行っておりません。 研修を修了したことを証明する書類が必要な場合には、山形県障がい福祉課(023-630-2148)にお問い合わせください。 研修修了者であることが確認できた場合、「修了証明書」の発行手続きの御案内いたします。 なお、手続きに3週間程日数を要しますので紛失等ないように管理をお願いいたします。